

環境物品等の調達の推進を図るための方針

日本司法支援センター

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり令和 2 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「令和 2 年度調達方針」という。）を定める。

I. 特定調達物品等の令和 2 年度における調達の目標

令和 2 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和 2 年 2 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙 類

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
---	-------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
---	-------------------------------

ステープラー（汎用型） ステープラー（汎用型以外） ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 粘着テープ（布粘着） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース （紙めくり用スポンジケース） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OAクリーナー（ウェットタイプ） OAクリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形） のり（テープ） ファイル	
--	--

バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機(手動) 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
---	--

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
---	-------------------------------

4. 画像機器等

コピー機 複合機	令和2年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、
-------------	--

拡張子のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	調達目標は 100%とする。
---	----------------

5. 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	令和 2 年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は 100%とする。
--	--

6. オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池	令和 2 年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は 100%とする。
---	--

7. 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	令和 2 年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は 100%とする。
------------------------	--

8. 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	令和 2 年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについて、次のとおりとする。 電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫について、基準値 2 の基準を満たす物品の調達目標は 100%とし、可能な限り基準値 1 の基準を満たす物品の調達を推進する。 テレビジョン受信機、電気便座及び電子レンジの調達目標は 100%とする。
---	---

9. エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストープ	令和 2 年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについて、次のとおりとする。 エアコンディショナー（業務用のみ）について、基準値 2 の基準を満たす物品の調達目標は 100%とし、可能な限り基準値 1 の基
-------------------------------------	--

	準を満たす物品の調達を推進する。 エアコンディショナー（業務用以外）、ガスヒートポンプ式冷暖房機及びストーブの調達目標は 100%とする。
--	---

10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	令和 2 年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は 100%とする。
---	---

11. 照 明

L E D照明器具 L E Dを光源とした内照式表示灯 蛍光ランプ（大きさの区分 40 形直管蛍光ランプ） 電球形状のランプ	令和 2 年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについて、次のとおりとする。 L E D照明器具（投光器、防犯灯を除く）について、基準値 2 の基準を満たす物品の調達目標は 100%とし、可能な限り基準値 1 の基準を満たす物品の調達を推進する。 L E D照明器具（投光器、防犯灯）、L E Dを光源とした内照式表示灯、蛍光ランプ及び電球形状のランプの調達目標は 100%とする。
--	--

12. 自動車等

一般公用車 一般公用車以外 乗用車用タイヤ 2 サイクルエンジン油	調達を実施する場合には、調達目標は 100%とする。
--	-----------------------------------

13. 消火器

消火器	調達を実施する場合には、調達目標は 100%とする。
-----	-----------------------------------

14. 制服・作業服等

制服 作業服 靴 帽子	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
---	--------------------------------------

15. インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド	令和 2 年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は 100%とする。
--	---

タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	
---	--

16. 作業手袋

作業手袋	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
------	---------------------------

17. その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

18. 設 備

太陽光発電システム（公共・産業用） 太陽熱利用システム（公共・産業用） 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水機器 日射調整フィルム	調達の予定はない。
---	-----------

19. 災害備蓄用品（既存品目以外）

ペットボトル飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 毛布、作業手袋、テント ブルーシートおよび一次電池 非常用携帯燃料 非常用携帯電源 携帯発電機	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

20. 公共工事

調達の予定はない。

21. 役 務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更生 自動車整備	調達の予定はない。
庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送（自動車） 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
蛍光灯機能提供業務 庁舎等において営業を行う小売等	調達の予定はない。
クリーニング	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする
飲料自動販売機設置	調達の予定はない。

22. ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする
------------	--------------------------

Ⅱ．特定調達物品等以外の令和2年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

環境物品等の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努める。また、OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ、再生材料を多く使用しているものを選択する。

Ⅲ．その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 令和2年度調達方針は、日本司法支援センター全ての部署を対象とする。
2. 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、日本司法支援センターホームページにおいて公表する。
3. オフィス家具等については、可能な限り修理を行い、長期間の使用に努める。
4. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に規定された判断の基準を満たすことにとどまらず、可能な限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
5. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が令和2年度調達方針に準じた環境物品等の購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として、令和2年度調達方針で定められた自動車を利用すること、可能な範囲で提出書類を簡素化すること等、可能な限り環境負荷の低減を図るよう働きかける。
6. 事業者の選定に当たっては、ISO14001等により環境管理を行っている者を優先して考慮するものとする。
7. 令和2年度調達方針に関する担当窓口は、総務部財務会計課とする。